

## 新築・リフォームを計画しているお客様へお願い



住宅・事務所・店舗などの新築やリフォームで水まわり（台所・トイレ・手洗い・お風呂・洗濯置き場など）の工事を行う場合は、宮崎市上下水道局の指定工事店でなければ施工できない工事があります。

※指定工事店とは、給水装置工事や排水設備工事を適正に施工できるものとして上下水道局が指定した工事業者です

建設業の許可が不要な500万未満の工事であっても、下記の工事は指定工事店から水道局へ申請が必要です  
施工会社が指定工事店であるかご確認をお願いいたします。

## 給水装置工事や排水設備工事の申請



新築やリフォームで給水装置工事や排水設備工事を行うには、宮崎市上下水道局への申請が必要です。

その申請は、指定工事店に依頼して行ってください(お客様から工事申請料を頂きます)

(工事費は、複数会社から見積もりを取るようにおすすめします。)

リフォームは家電量販店、建設会社、工務店、塗装会社、不動産会社など幅広い業種が取り扱っています。

水まわり工事は、外注の会社が行うことが多いので、念のため指定工事店か確認して下さい。

